

平成 29 年度第 2 回
刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画
懇話会

日 時 平成 29 年 11 月 1 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
場 所 刈谷市役所 7 F 大会議室 A
委 員 (敬称略)

<出席者>

団体等名	役職等名	氏 名
愛知教育大学	名誉教授	都 築 繁 幸
刈谷市歯科医師会	会長	長 澤 恒 保
刈谷市薬剤師会	副理事	福 島 恵 子
刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会	副会長	水 谷 さわ子
刈谷市ボランティア連絡協議会	会長	塚 本 秀 子
刈谷市社会福祉協議会	会長	杉 浦 芳 一
社会福祉法人 観寿々会	施設長	橋 口 磨理子
刈谷市障害者支援センター	所長	増 子 恵 子
刈谷市肢体不自由児・者父母の会	会長	藤 井 孝
刈谷地域精神障害者家族会	会長	長 谷 川 宏
刈谷地区心身障害児者を守る会	会長	鈴 木 小 枝
刈谷児童相談センター	児童育成課長	杉 本 一 正
衣浦東部保健所	健康支援課長 (代理)	森 幹 奈
刈谷公共職業安定所	就職促進指導官	中 野 みどり
刈谷市教育委員会	委員	神 谷 修

<欠席者>

刈谷医師会	副会長	丸 上 善 久
刈谷市身体障害者福祉協会	会長	平 野 健 司
刈谷手をつなぐ育成会	会長	篠 原 真由美

(事務局)

部課等名	役職等名	氏名
福祉健康部	部長	鈴木裕
〃 福祉総務課	課長	小出多恵子
〃 〃	課長補佐	山岡達也
〃 〃	障害企画係長	大嶋英亜
〃 〃	主任主査	森洋喜
〃 〃	主事	眞野浩志

1 開会

資料の確認

- ・ 次第
- ・ 【資料 1】 第 4 期刈谷市障害福祉計画の進捗状況について
- ・ 【資料 2】 刈谷市障害者計画・第 5 期刈谷市障害福祉計画・第 1 期刈谷市障害児福祉計画【素案】

事務局 以降の議事の進行につきましては会長にお願いする。

会長 あいさつ

2 議題

議題（1）第 4 期刈谷市障害福祉計画の進捗状況について

会長 議題（1）第 4 期刈谷市障害福祉計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料 1「第 4 期刈谷市障害福祉計画の進捗状況について」は、第 4 期の障害福祉計画の進捗状況を測るものである。

障害福祉計画は国の基本指針に基づき、各自治体が成果目標を設定するが、地域によって実情が異なってくるので、地域の実情に合わせた形で成果目標の数値を設定する。

「（1）施設入所者の地域生活への移行」の数値目標は、国の基本指針に基づき、平成 29 年度末時点における施設入所者数を、平成 25 年度末の施設入所者 86 人から 4%に当たる 4 人を減らすと設定していた。進捗状況は平成 27 年度、平成 28 年度時点ともに 81 人だった。地域移行者数は、平成 29 年度末までに、86 人から 12%に当たる 11 人と設定していた。進捗状況は平成 27 年度、28 年度ともに実績はない。愛知県内でも平成 27 年度の実績が 28 人、28 年度の実績が 26 人であり地域移行が進んでいない状況である。

表の 2 つ目、平成 28 年度施設入所者の内訳について、刈谷市の場合は知的障害のある人が多くを占め、40～49 歳の施設入所者が多い。支援区分を

みても、区分4以上の人が多くを占めている。刈谷市の施設入所者は重度化が進み、入所期間が長くなっていることが伺える。

【評価・点検】では、施設退所の理由は「他施設への転所」「死亡」によるものであり、施設から地域への移行ということではないことを記載している。他市からの入所により、刈谷市の入所者が減っているのが現状である。

「(2) 障害者の地域生活の支援」について、障害のある人の高齢化や障害の重度化、親亡き後の障害のある人の地域生活を支援する機能を、平成29年度までに整備することを掲げている。刈谷市は面的整備型を進めており、体験の機会や緊急時の受入れについては市内に整備できているが、24時間の相談体制や緊急時の相談支援については、まだ整備できていない。今後については、地域で必要な機能を把握するとともに、24時間の相談体制の確保について検討していきたいと考えている。

「(3) 福祉施設から一般就労への移行」について、第4期刈谷市障害福祉計画における数値目標は、1つ目は平成29年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数を、国の基準である2倍に合わせ、平成24年度実績の13人から26人に増やすこととしている。2つ目は、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、国の基準は平成25年度実績からの6割増だが、刈谷市は実情を踏まえ、平成25年度実績の29人から38人に増やすこととしている。3つ目は、平成29年度末までに就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を全体の100%にすることとしている。

1点目の一般就労移行者数については、平成27年度は12人、平成28年度は17人と現在増加傾向にある。2点目の就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度は43人と、現時点では目標を上回っている。3点目の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数の割合は、3事業所のうち、平成27年度は1事業所、平成28年度は2事業所が達成している。

下段の表では福祉施設別の一般就労移行者数を示しているが、就労移行支援の利用者数を増やしていくことが一般就労につながっている。新たなサービスである就労定着支援についても今後の課題だと考えている。

会 長 　ただ今の説明に対し、意見や質問はあるか。

委員 入所者が高齢化しており、特に 60 歳以上の方を地域に戻すことが難しくなっている。また強度行動障害の方が入所されるケースも多く、地域移行には 10 年、20 年と時間がかかる。ここ 10 年でグループホームを開所するなど地域移行を進めてはいるが、入ってくる方が重度化している。高齢化社会のなかで、入所者の平均年齢も 50 歳以上となっており、入所施設の役割が 10 年前の計画と変わってきていると思う。今後は高齢施設との兼ね合いを考えていかなければならない。

会長 2025 年問題とも重なるところだと思う。重度化、高齢化の問題は、日本の福祉全般に関する大きな問題である。

長谷川委員 精神障害のある人は病気と障害、どちらの症状もあり安定しない。アンケートをみても、精神障害のある人で相談したいことの数値が高くなっている。ぜひ、24 時間の相談体制を整えていただきたいと思う。

会長 この点について、増子委員はいかがか。

委員 精神障害のある人は、夕方に寂しくなり、誰かに話を聞いてほしくなる傾向がある。医療の現場では、夜中の電話対応はつきものであるが、一方で、最近では 24 時間の電話をかけてくる対象が変わってきていると感じる。例えば、自殺対応の電話等もあるが、そういった相談受付とどうやって仕分けるのか、協議を進めていくことが必要だと思う。

会長 今の指摘に対して、協議のもととなるデータは把握しているか。

事務局 24 時間の相談体制は、どのような形であるべきかが課題である。来年度以降、自立支援協議会で新たに地域の部会を立ち上げ、必要性や、役割、制度等を検討していきたい。

会長 中野委員、3 ページの一般就労等について、何かコメントはあるか。

委員 就労移行支援事業所は具体的にどこなのか教えていただきたい。

事務局 市内の就労移行支援事業所は、パンドラの会、くるくる、障害者支援センターの中にあるシンフォニーの3事業所である。

委員 地域移行者数が0人ということだが、実績がある自治体の情報について把握しているか。そういった自治体と刈谷市では何が違うのか、教えていただきたい。

事務局 施設入所者からの地域移行については、障害が軽度の人や入所して間もない人がまず対象となるため、若い人が地域移行するという現状がある。他には、県内だと施設の近くにグループホームが併設されている事例や、施設と同じような環境で暮らしていける場があれば、地域移行が進んでいる。

会長 では、続いて、議題（2）刈谷市障害者計画、第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画の素案について事務局より説明願う。

議題（2）刈谷市障害者計画、第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画の素案について

事務局 まず、前回の懇話会で障害者計画について頂いた意見を検討したので、説明する。

1点目は、精神障害の特徴を理解した上で、精神障害のある人のグループホームが必要ではないかという意見を頂いた。30ページ、重点課題③「地域で暮らす体制の整備」に「障害特性に応じた」と追加した。現在、精神障害のある人のグループホームはないが、今後、検討していく。また、施設から地域生活へ移行する前に、訓練や体験の場を事前に提供していく必要があると考えている。

2点目は24時間の相談体制の確保が必要という意見を頂いた。今回の重点課題の地域生活支援拠点等の整備の中で検討させていただく。

続いて、障害福祉計画の説明をさせていただく。

64ページ以降が障害福祉計画と障害児福祉計画の第1章「計画の概要」についての記載である。

65 ページ、障害者総合支援法と児童福祉法について記載している。今回の障害福祉計画や障害児福祉計画は、この内容を踏まえた計画となる。改正の概要については、まず障害のある人が自分らしい暮らしをするために、地域生活支援の充実があげられている。また、障害のある人が高齢になっていく一方で、サービス利用が低下しないようにすることが示されている。「障害者の望む地域生活の支援」として、(1)と(2)が平成30年度から始まる新しいサービスである。(3)重度訪問介護については、従来より対象を広げる。(4)は介護保険サービスの利用者負担を、障害福祉制度により軽減できる仕組みであり、サービス利用を低下させないようにするものである。続いて「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応」について、今回から障害児福祉計画の策定が義務付けられている。主な内容として、重度の障害がある子ども、医療的ケアの必要な子どもなど、さまざまな人のニーズに対応する制度をつくることが示されている。3つ目はサービスの質の確保・向上に向けた環境整備であり、従来購入のみに対するサービスであった補装具について、成長に伴い短期間で取り替える必要がある障害児に対する貸与について示している。

66 ページは平成29年3月に国が発表した基本指針である。こちらが、今回の成果目標を設定するための中身になる。

67 ページ、計画の性格について、障害福祉計画の基本理念などは、障害者計画に基づくものになることを示している。計画期間は平成30年度から32年度までの3年間とする。

68～72 ページが、障害福祉サービスの利用状況についてである。

73～76 ページが、地域生活支援事業の利用状況についてである。

77 ページ以降が、障害児通所支援等の利用状況についてである。

78 ページ目は前回の計画書にはなかったが、市内事業所の状況を掲載している。

80 ページ、「国の成果目標」について、2つ目と5つ目が新しく盛り込まれ、5項目となった。国の基準の欄に記載してある内容が、国の基本指針により示された成果目標値である。

81 ページ「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、基準となる施設入所者数は81人になる。地域生活へ移行者数は、過去2年地域移行ができていないことや、入所者の重度化が進んでいることを踏まえ、国の基準9%に対して3.7%である3人を考えている。また施設入所者の削減については、現在刈谷市で35人の施設待機者がおり、入所施設が障害の

ある人のセーフティネットとなっていることや、強度行動障害者への対応に伴い入所施設の増床を進めていることを踏まえ、国の基準2%に対して0%を考えている。

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、平成32年度末までに保険、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とする。

「(3) 地域生活支援拠点等の整備」について、平成32年度末までに整備することを目標とする。全国でも2%しか整備できていないということで国の基準でも目標が継続となった。

「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」について、1つ目の一般就労移行者数の目標は国の指針どおり、基準数17人の1.5倍である26人を目標とする。2つ目の就労移行支援事業利用者数について、国の指針通り基準数43人の1.2倍である52人を目標とする。3つ目「就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合」について、前回計画では100%であったが、今後就労移行支援事業所が増設することも考慮して国の指針通り50%以上を目標とする。4つ目の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を国の指針通り80%以上とすることを目標とする。

(5) 「障害児支援の提供体制の整備等」について、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所以上確保と、国の基本指針にはある。刈谷市には既に事業所があるので、今回の目標からは省いた。刈谷市の目標としては、医療的ケア児支援のための保険、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置をあげている。これは、日常生活において、医療的ケアを必要とする子どもへの支援をするためのものである。医療的ケア児は、国全体で17,000人程度おり、人口比で刈谷市では20人程度がいると推定している。市単独か圏域かは不明であるが、刈谷市では平成30年度より市立の特別支援学校が開校となる予定であり、刈谷豊田総合病院と連携した看護師の出向などが検討されていることから、刈谷市の地域の特性を活かした体制を整備していきたいと考えている。

「第3章 障害福祉サービス等の見込み」については、86ページ以降がそれぞれのサービスごとの、過去3年の実績、今後3年間の見込みである。

(1) 訪問系サービスについて、居宅介護や重度訪問介護については制度創設以降、増加傾向にあり、今後も増加を見込んでいる。

(2) 日中活動系サービスについて、生活介護については、障害が軽度者から重度者まで利用者はさまざまである。特別支援学校の卒業生が将来どういった活動を求めているかを調査し、その人数を見込んで設定している。

(3) 居住系サービスについて、自立生活援助は新たなサービスとなるので、ある程度的人数を見込んでいる。平成 28 年度末におけるグループホームの利用先の内訳は、市内が約 4 割、市外が約 6 割である。また地域移行の推進に重要な施設であると考えており、障害特性に応じたグループホームの整備が求められている中、見込みとしては増加傾向と見込んでいる。施設入所支援については、成果目標の通り見込み量は横ばいとしている。

(4) 相談支援について、相談支援事業所の不足の声があり、相談支援の量的拡大、質的拡充が求められている。計画相談支援の利用者は増加傾向であり、今後も増加を見込んでいる。

91 ページからは「地域生活支援事業の見込み」を掲載している。

97 ページからは「障害児通所支援等に関するサービスの見込み」である。障害児に関わるサービスで一番利用が多い放課後等デイサービスについては、平成 27 年度の 10 事業所から現在は 15 事業所に増加している。そのため財政的にも多くを割いている。今後の見込みについては、障害児のニーズを踏まえるとともに、特別支援学校の開校にともなってサービスの増加が見込まれるため、それも踏まえたものとしている。

【医療的ケア児に対するコーディネーター】について、愛知県のコーディネーターの研修により、平成 32 年度までに医療的ケア児の支援の協議の場で活躍できる人材を 1 人配置することを見込んでいる。

99 ページ以降が「計画の推進体制」について掲載している。

会 長 ただ今の説明に対し、意見や質問はあるか。

委 員 アンケートを見ると、身体・知的・精神も含めて、60%の人が自宅で家族等と暮らすことを希望している。しかし親亡き後を考えると、家族が生きている間から自立した生活をする必要がある。

東京都や神奈川県ではグループホームへの補助が手厚いと聞いている。愛知県や刈谷市でもぜひグループホームを積極的に利用できるような助成をしていただけるとありがたい。

事務局 現在、グループホームの設置に対する補助については、開設時に国の補助が、休日にグループホームでサービスを提供する際に市や県の補助がある。今後、開設や運営等、こういったときに補助が必要なのかを把握し、検討していきたい。

会長 89ページの資料を含めて、事務局で補足があればお願いする。

事務局 89ページの【見込み量の確保の方策】について、自立生活援助は、一人暮らしをする人に対する新しいサービスである。グループホーム入所者でこのサービスを知らない人もいると思うので、相談支援事業所や施設を通じて情報共有したい。

グループホームの運営補助については、開設時の空き部屋にかかる費用と、休日保障の2つある。開設にかかる補助をしている自治体もあるので、今後検討していきたい。

地域移行については、地域定着支援を活用し、グループホームなどの入所につながるが一番いい方法だと思っている。地域移行が可能な施設入所者が実際に地域移行につながるような支援を、この会議を通じて考えていきたい。

委員 一番の問題点は、職員が確保できないことである。平日5日間や祝日に開所を予定しているグループホームが、人材が確保できず実施できていないという話もある。金銭的なサポートをしていただけるように、考えていただきたい。

もう1点、医療的ケアが必要な大人が相当数いることに悩んでいる。特に、親が急に病気になったなどの緊急時の対応が難しい。医療ケアの必要な大人に対してのサポートを入れていただけるとありがたい。

委員 やはり金銭的な補助が必要だと感じる。刈谷市の協力で施設ができて、給料が上がらないので職員の確保ができていない。毎日の生活が一生懸命である人たちを受け入れる場所であるはずなのに、なかなか続けられないのがつらい。市民みんなで障害をもった人たちをサポートするという空気を、刈谷市全体でつくるのが大事だと思っている。

もう1点、1人で重度の障害を持つ子どもを育て、特別支援学校に行かせるか悩んでいるお母さんがいるが、働いているので集合場所まで自分が連れ

て行けないという悩みを抱えている。そういう制度の隙間が、最近所々で見受けられる。本当に困った人たちが支援を受けられるような制度にしていけないといけないと思う。

会 長 国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して動いているが、制度の谷間をなくしていく中で、制度やサービスの対象から漏れてしまう人たちをいかに拾っていくかが大切となる。刈谷市ならではの課題が今の話だと思う。

他にご意見はあるか。

委 員 児童相談所では療育手帳を発行しているため、知能検査を希望する人がたくさん来るため、半年待ちになりそうな状況である。そのため虐待の対応等に手が回らなくなってしまうっており、発達チェックについては窓口を絞らざるを得ないのではないかと感じてしまう程の状況になっている。発達障害について相談できる機関があるのか、教えていただきたい。もし対応できるところがあるのであれば、紹介していきたい。

事 務 局 発達障害については県が事業を実施しているが、政令市であれば発達支援センターの整備が進んでいる。刈谷市では今のところ、発達障害に関わる相談ができる場はない。

会 長 発達障害者支援法関係の仕事は県に委託されているが、それがまだ市に下りていない。特に、高機能自閉症やアスペルガー症候群の人に対しての職員の問題は、まだまだ対応が先になりそうである。

先ほどの職員の確保の問題について、事務局からコメントはあるか。

事 務 局 職員の確保については、国の基準に基づいて基準を設けている。今回、障害者総合支援法でも介護支援事業所と障害支援事業の一体化が進んでいる。刈谷市としては人材を確保するために金銭的な補助をすることは、今回答えることはできない。

緊急時の対応や特別支援学校への送迎等もニーズが増えていくと思うので、目標としては市でできるように考えていきたい。

会 長 県のレベル、市のレベルでサービスを一覧にすると、共通理解が深まると思う。現在ある制度を積極的に利用してもらうことがまず大切なので、サービスを整理し周知すれば、まだまだ活用できるところがあると思う。事務局で検討していただきたい。

他にいかがか。

委 員 医療的ケア児についてだが、普通の保育園や小学校に行ける子どもで医療的ケアが必要な子についての対策の必要がある。保護者の立場からすると、医療的ケアが必要であっても近くの保育園や、兄弟が行っている学校に行かせたい。特別支援学校での支援があるので大丈夫ということではなく、本人や家族が地元の保育園、学校に行きたいと希望したときに、どう対応ができるかを話し合う場をつくる必要がある。

もう1点、精神障害のある人の地域移行について、相談支援専門員のサポートのもと、ピアサポーターと協力したらかなり地域移行が進んだという事例がある。当事者が支援に回ることは考えているかお聞きしたい。

事 務 局 医療的ケア児の支援についての協議の場は、自分が行きたいところに行けるよう話し合う場でもあるので、必ず特別支援学校へ行くとは考えていない。当然、保育園、幼稚園とも情報共有する。

当事者が相談支援に関わることについては、58ページの①No.106「障害のある人の社会貢献活動の支援」の「ピアサポート」「ピアカウンセリング」として、障害者計画上に掲載している。

委 員 地域移行については、仕組みがないので進まないというわけではないと思う。例えば精神障害のある人について、利用者から退院の意向がないと支援に取りかかることができない。要望があればあらゆるサービスを活用して進めることになると思う。

会 長 刈谷市全体としてはノーマライゼーションの考えがあり、特別支援学校についてもすべての障害のある子どもが通うということではないことをご理解いただきたい。特別支援学校の児童生徒については学校との情報交換しながら地域の支援を進めていくという意味合いである。

長澤委員、いかがか。

- 委員 36ページの③の訪問歯科診療については、今年の12月から始まる検診であるが、この検診を通じて障害のある人と携わっていきたい。
- 委員 来年度から開始する自立生活援助は薬剤師も関わりが深くなる。
障害のある人と保護者の2人家族がかなり多いが、保護者が重度の病気になり、介護施設に入ってしまうと、障害のある子どもが自宅で1人で暮らしていかなければならない。その場合でも地域で暮らしていけるよう、自立生活援助等のサービスが充実していくといいと思う。
- 会長 自立生活援助は来年度から始まる。今のご意見も含めて、いいものにしていくことになる。
- 委員 精神障害のある人で、一人で徘徊している人がいる。何か目的をもって、自身の道を考えることができるといいと思うが、私の立場としてもどう話しかけたり、支援するべきかと考えている。現時点では、見守るだけになっている。
- 会長 事務局でも民生委員、児童委員の研修会の中で障害の問題についても触れ、情報共有等してもらえるといいと思う。
塚本委員、いかがか。
- 委員 刈谷市も懸命に取り組んでもらっているが、やはり人材の確保は難しい。一般市民で関心がある人を教育し、人材の隙間を埋めていくことも必要かと思う。
- 会長 「我が事・丸ごと」を進めていくと、極論はみんなでやりましょうという話になる。しかしそのためには専門性のある職員を確保し、一般市民で手伝える人を養成し、意識改革をしていかないといけない。時間はかかるが、一番大きな課題である。
- 委員 102ページのPDCAについて、経験上、どうしてもCheckとActionが弱くなってしまうと感じる。3年後ではなく、最低で毎年1回はCheckとActionを行い、1年ごとの目標を定めていってほしい。

分からないときは現場に出て行くことが一番大事だと考えている。現場を見ると、そこで何が大事なのか、必要なのか、困っているのかが自分の目で確認できる。障害福祉については全くのど素人なので、一生懸命勉強し、現場でいろいろな悩みを聞いて、役に立てるような活動をしていきたい。

会 長 この懇話会では、自由に意見を言っていただいて、それを事務局が整理しながら単年度ごとに進捗状況を確認し、具体的な数値目標も設定しながら進めていく。本日の会議資料にある数値も、これまでの指針を基に進んでいる結果である。委員の皆様にも率直に意見を言っていただくことが一番大事なことだと思うので、よろしく願います。

最後に事務局より一言願います。

事務局 本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。多くのご意見、ご要望をいただきました。最近の刈谷市の状況は、景気がよく各企業の決算もいい状況であるが、国の取り分が多く、税収が減っているため大変厳しい状況である。何とか市民の皆さんの力を借りて、施策の充実が図れればと思う。これからも、いろいろなご意見を承りたい。本日は、どうもありがとうございました。

会 長 「その他」ということで、事務局から何かあるか。

3 その他

事務局 次回、第3回目の懇話会を来年1月24日水曜日13時半から予定している。

4 閉会

会 長 以上をもちまして本日の懇話会を終了する。ご協力ありがとうございました。